

第 143 号議案 長崎市都市公園条例の一部を改正する条例

目 次

- 1 都市公園の占用に係る使用料の改正について 1～10 ページ
- 2 長崎市平和会館における指定管理者制度の導入について . 11～16 ページ
- 3 長崎市都市公園条例新旧対照表 17～27 ページ

土木部

平成 30 年 11 月



長崎市都市公園条例の一部を改正する条例について

1 都市公園の占用に係る使用料の改正について

(1) 改正理由

受益者負担の適正化を図るため、都市公園の占用に係る使用料の額を改定するにあたり、都市公園における電柱、管類の占用は、その形態が道路占用と同様であることから、道路占用料と同様の改正を行うもの。

(2) 改正内容

ア 算定方法

長崎市の固定資産税評価額を用いて、使用料の算定を行うこととするもの。

イ 激変緩和措置

使用料の改正に伴い、使用料が急騰する物件については、企業の事業計画や市民生活への影響を考慮し、次期改定までの3年間で調整を行うこととする。

ウ 占用面積等の端数処理方法の精緻化

使用料の算出基礎となる面積に1平方メートル未満の端数がある場合又は長さに1メートル未満の端数がある場合は、1平方メートル又は1メートル単位に切り上げて計算を行っているが、より実態に合った使用料を算出するために、占用面積0.01平方メートル単位又は長さ0.01メートル単位で計算を行うこととする。

エ 施行期日

平成31年4月1日

(3) 使用料の改正前後の比較

(単位：円)

	①29年度	31年度 (見込み)	32年度 (見込み)	②33年度 (見込み)	差額 (②-①)
都市公園使用料	6,187,224	7,391,753	7,888,254	8,533,705	2,346,481

【参考】 長崎市道路占用料条例等の改正について

1 改正理由

道路占用とは、公衆の自由な通行が認められている道路において、特定の者が工作物等を設け継続的に道路を使用することであり、占有者は道路管理者に許可を受けなければならない。(道路法第32条)

占用料は道路使用の対価であり、利用形態が土地の賃貸借と類似しているため、賃料相当額を占用料として徴収することが原則である。

これまでは、国道との均衡を図るために、国と同額の占用料を設定していたが、占用料の算定基礎となる固定資産税評価額を長崎市と国で比較すると、乖離が広がってきているため、占用料の適正化を図ろうとするもの。

また、より実態に合った占用料を算出するために、占用面積等の取扱方法の見直しを行うもの。

2 改正の概要

(1) 算定方法

国と同額の占用料は設定せず、長崎市の固定資産税評価額を用いて占用料の算定を行うもの。

(2) 激変緩和措置

占用料の改正に伴い、占用料が急騰する物件については、企業の事業計画や市民生活への影響を考慮し、次期改定までの3年間で調整を行うこととする。

(3) 占用面積等の端数処理方法の精緻化

占用料の算出基礎となる面積に1平方メートル未満の端数がある場合又は長さに1メートル未満の端数がある場合は、1平方メートル又は1メートル単位に切り上げて計算を行っているが、より実態に合った占用料を算出するために、占用面積の0.01平方メートル単位又は長さ0.01メートル単位で計算することとする。

(4) 改正する条例

長崎市道路占用料条例

長崎市準用河川占用料徴収条例

長崎市都市下水路条例

(5) 施行予定日

平成31年4月1日

3 算定方法について

(1) 占用料の算定式

占用料の額 (円/㎡)

= 道路価格 (円/㎡) × 使用料率 (%/年) × 占用面積 (㎡) × (修正率 (%))

道路価格	平均地目	商業地目
	18,826 (円/㎡)	105,837 (円/㎡)

※道路価格は平成30年度の長崎市の固定資産税評価額を基に算出

(2) 主な占用物件ごとの占用料 (単価) の算出方法

	道路価格 (円/㎡)	使用料率 (%)	占用面積 (㎡)	修正率	改正後 (円)	現行 (円)	差額 (円) (改定率)
電柱 (第2種)	18,826	4.84	0.86/本		783/本 (年額)	660/本 (年額)	123/本 (119%)
ガス管 (φ0.2~φ0.3)	18,826	4.84	0.3/m	3/10	82/m (年額)	70/m (年額)	12/m (117%)
電線	18,826	4.84	0.01/m	5/10	4/m (年額)	4/m (年額)	0/m (100%)
足場	105,837	3.71	占用面積	1/10	392/㎡ (月額)	190/㎡ (月額)	202/㎡ (206%)
看板	105,837	3.71	占用面積		3,926/㎡ (年額)	1,900/㎡ (年額)	2,026/㎡ (207%)

4 激変緩和措置について

占用料の改正に伴い、占用料が急騰する物件については、占用主体である企業の事業計画、市民生活の影響を考慮し、次期改定までの3年間で調整を行う。

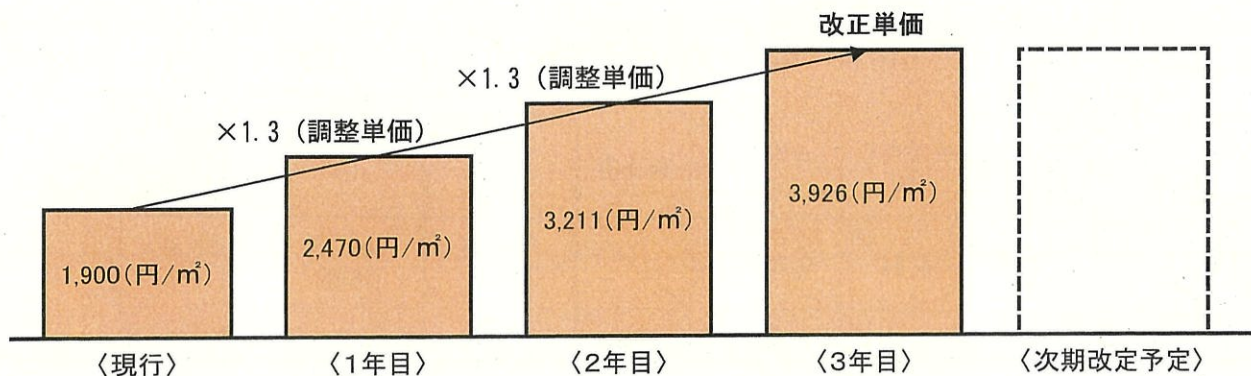
改正後、物件ごとの単価が、前年度の単価に1.3を乗じて得た額（調整単価）を超える場合は、当該調整単価とする。

（例）看板

改正前：1,900（円/㎡）

改正後：3,926（円/㎡）

調整単価：1,900（円/㎡）×1.3=2,470（円/㎡）



5 占用面積等の端数処理方法の精緻化について

占用物件の占用面積や長さについては、これまで、1平方メートル又は、1メートル未満の端数を切り上げて、占用料の算出をしてきたが、より実態に合った占用料を算出するために0.01平方メートル単位又は0.01メートル単位で計算することとする。

(例) 足場 占用面積 13.30 m² 占用期間 2ヶ月 (平均的な事例)

長さ 19.0m	幅 0.7m	足場 単価 : 392 (円/m ²) ※改正後単価
足場 13.30 m ²		
建物		改正前 392 (円/m ²) × 14 (m ²) × 2 (月) = 10,976 (円)
		改正後 392 (円/m ²) × 13.30 (m ²) × 2 (月) = 10,427 (円)

○改正後の足場及び看板の平均的な事例

例) 足場 占用面積 13.30 m² × 2 か月 (単位 : 円)

	現行	31年度	32年度	33年度	
	@190 (円/m ²)	@247 (円/m ²)	@321 (円/m ²)	@392 (円/m ²)	現行と比較
占用料	5,320	6,570	8,538	10,427	5,107

例) 看板 占用面積 3.38 m² (単位 : 円)

	現行	31年度	32年度	33年度	
	@1,900 (円/m ²)	@2,470 (円/m ²)	@3,211 (円/m ²)	@3,926 (円/m ²)	現行と比較
占用料	7,600	8,348	10,853	13,269	5,669

6 占用料の改正前後の比較

(1) 道路占用料

(単位：円)

	①29年度 (決算額)	31年度 (見込み)	32年度 (見込み)	②33年度 (見込み)	差額 (②-①)	参考 (25年度)
NTT	21,887,870	25,389,929	25,389,929	25,389,929	3,502,059	28,641,723
九州電力	17,627,919	20,800,944	20,800,944	20,800,944	3,173,025	21,286,191
ガス	24,462,140	28,845,963	28,845,963	28,845,963	4,383,823	31,588,651
通信	7,283,498	8,588,763	8,588,763	8,588,763	1,305,265	5,959,704
足場・仮囲	3,110,243	3,757,268	4,884,444	6,011,631	2,901,388	3,987,700
看板	2,823,134	3,057,810	3,975,153	4,849,687	2,026,553	2,875,373
上記以外	3,692,996	4,676,074	4,676,074	4,676,074	983,078	4,342,615
合計	80,887,800	96,015,062	98,327,442	99,162,991	18,275,191	98,681,957

(2) その他の占用料

(単位：円)

	①29年度 (決算額)	31年度 (見込み)	32年度 (見込み)	②33年度 (見込み)	差額 (②-①)
準用河川占用料	1,970	2,014	2,014	2,014	47
都市下水路占用料	483,517	488,092	494,747	501,223	17,706

【参考1】同様の理由により改正する条例

条例名	所管
長崎市都市公園条例	土木部
長崎市行政財産使用料条例	理財部
長崎市漁港管理条例	水産農林部
長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例	

【参考2】国の占用料算定の考え方

(1) 占用料算定にあたっての国の考え方

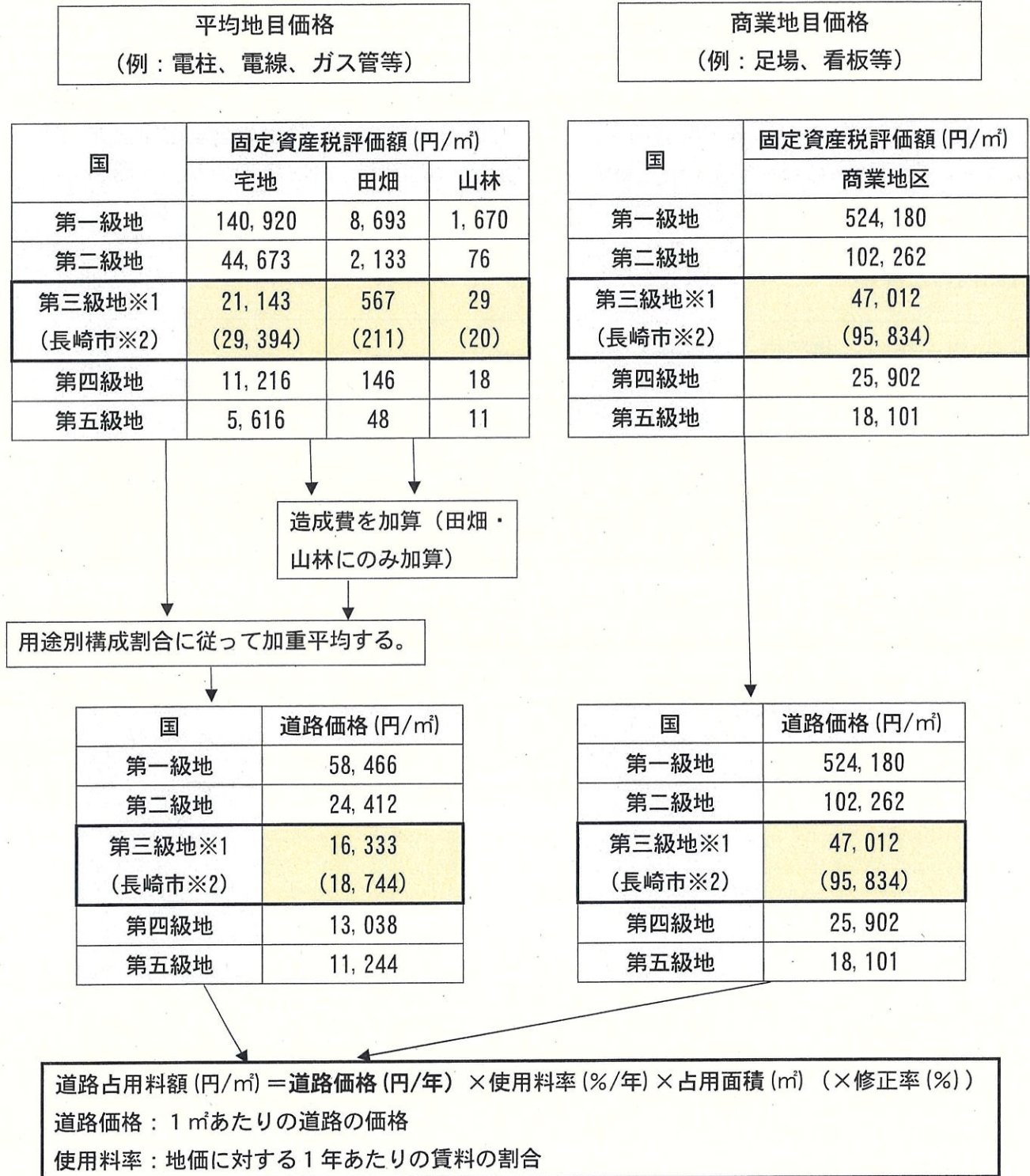
全国の地価水準は一律ではないため、占用料を全国一律で設定することは妥当ではないが、一方で事務の効率化を図る必要もあることから、国では地価水準に基づき全国の市区町村を地価水準が高い方から第一級地、第二級地、第三級地、第四級地、第五級地の5つに区分し、区分ごとに平均的な占用料を設定している。長崎市は第三級地に区分されている。

九州内の主な市

第一級地	福岡市、那覇市
第二級地	北九州市、熊本市、別府市、鹿児島市、沖縄市
第三級地	長崎市、佐賀市、大分市、宮崎市、佐世保市、大村市、島原市
第四級地	唐津市、諫早市、佐伯市、延岡市、霧島市、石垣市
第五級地	平戸市、阿蘇市、日田市

(2) 占用料の算定方法

国と長崎市の占用料の算定方法は同じであるが、占用料の算出基礎となる固定資産税評価額、道路価格について、国（第三級地）と長崎市を比較すると、乖離が見られる。



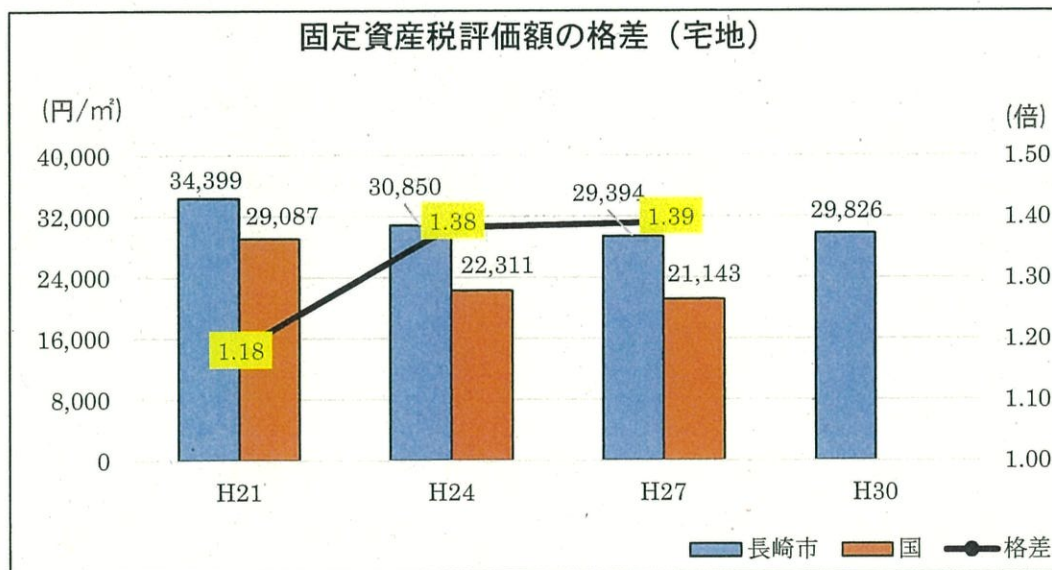
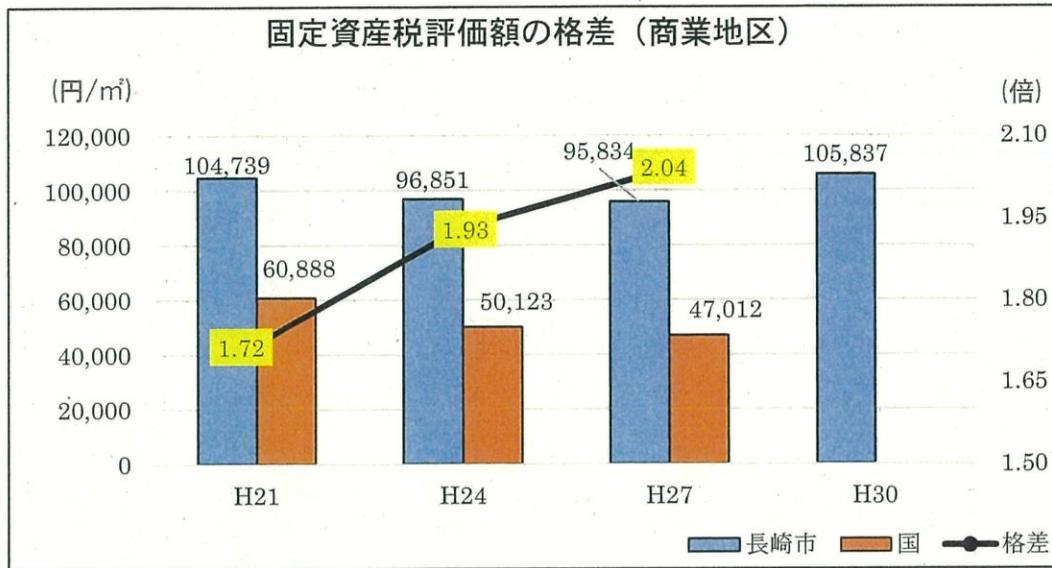
※1 国の算定方法における長崎市の価格

※2 長崎市独自の価格

【参考3】固定資産税評価額及び地価調査価格の比較

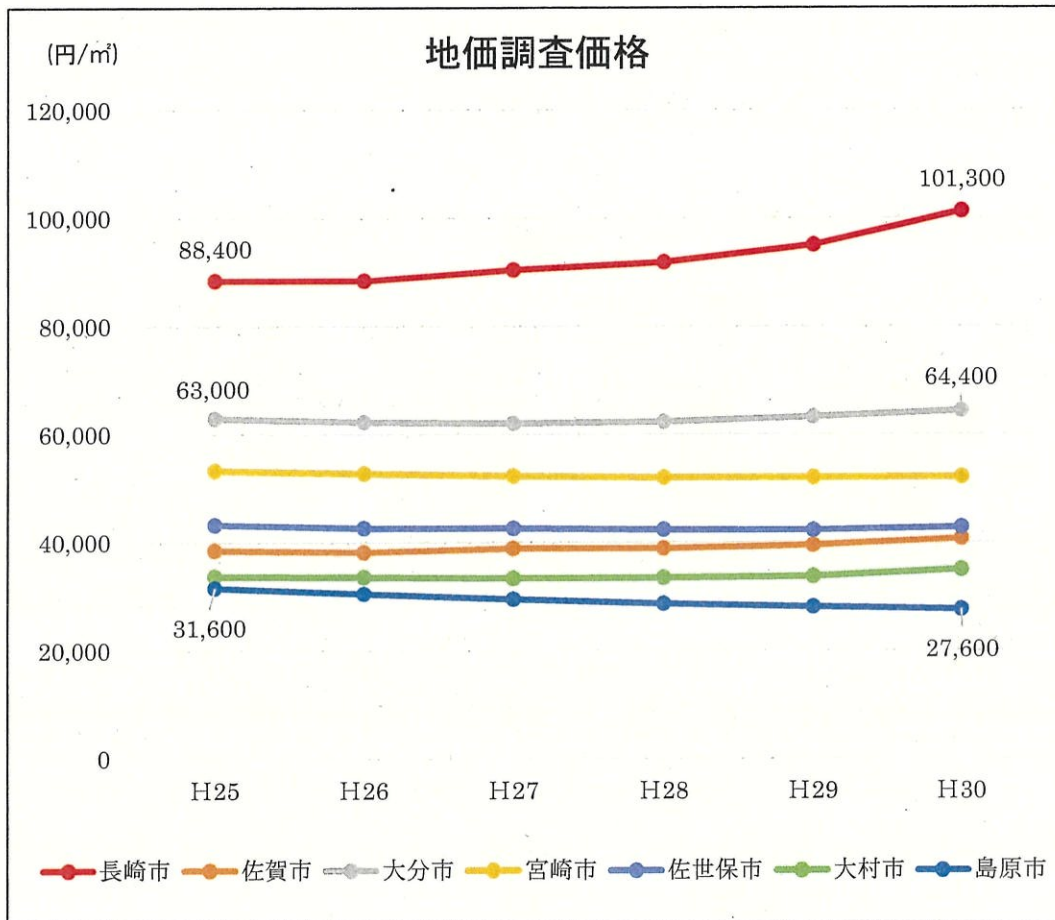
(1) 固定資産評価額の比較

占用料の算定基礎となる固定資産税評価額を国（第三級地）と長崎市で比較すると、商業地区で約2倍、宅地で約1.4倍となっており、固定資産税評価替え毎に乖離が広がっている。



(2) 地価調査価格の比較

九州内の県庁所在地及び県内で、第三級地に区分されている市との地価調査価格の傾向を表したグラフである。他市と比較すると、長崎市の地価調査価格と差がある。また、長崎市の地価調査価格は上昇傾向にあるのに対して、他市においては、ほぼ横ばい又は下降傾向にある。



2 長崎市平和会館における指定管理者制度の導入について

(1) 改正理由

長崎原爆資料館に指定管理者制度を導入するにあたり、現在、平和推進課において管理している長崎市平和会館も併せて、一体的に指定管理者制度を導入するため、長崎市平和会館の根拠条例である長崎市都市公園条例を改正するもの。

(2) 改正の主な内容

ア 指定管理者による管理（長崎市都市公園条例第23条）

（ア）長崎市平和会館の管理を指定管理者に行わせる。

（イ）指定管理者の指定に当たっては、公募の方法により行う。

イ 指定管理者が行う業務（長崎市都市公園条例第24条）

（ア）長崎市平和会館の利用の許可その他利用に関する業務

（イ）長崎市平和会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 利用料金制（長崎市都市公園条例第26条）

（ア）利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

（イ）利用料金の額を算出する基準額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることとする。

エ 施行期日 平成31年9月1日

指定管理者の指定に関し必要な手続きは、この条例の施行の日前においても行うことができる。

【参考資料1】

長崎原爆資料館、長崎市平和会館及び長崎市歴史民俗資料館への指定管理者制度導入

長崎原爆資料館の管理について、経費削減、事務の効率化を図り、被爆者のいなくなる時代に備え、被爆75周年(2020年)を前に、被爆都市の使命として原爆資料館業務の根幹をなす資料の収集・調査研究や被爆の継承、平和発信などに特化する体制を整えるため、根幹となる業務を除く施設の利用、施設・設備の維持及び受付などの管理等業務について、利用料金制による指定管理者制度を導入したい。

なお、指定管理者制度導入にあたり、現在、平和推進課において長崎原爆資料館と一体的に管理している長崎市平和会館及び長崎市平和会館と同一建物内にある長崎市歴史民俗資料館を併せた3施設を一体的に運営することで業務の効率化が図られるため、3施設をグループとして指定管理者制度を導入することとし、一の指定管理者を選定したい。

今回、3施設に指定管理者制度を導入するにあたり、各施設の設置条例に必要な改正を行う。

1 指定管理者制度導入の方針

施設名	選定区分	利用料金制	指定期間	根拠条例
長崎原爆資料館	公募 (グループ化)	適用	5年	長崎原爆資料館条例
長崎市平和会館				長崎市都市公園条例
長崎市歴史民俗資料館		該当なし (入館料なし)		長崎市歴史民俗資料館条例

※なお、導入時期は、平成31年(2019年)9月1日からとする。

2 経費比較

(単位：千円)

項目	決算額					指定管理 移行後の 見込み	
	26年度	27年度	28年度	29年度	4年間平均		
収入	原爆資料館使用料	95,178	110,503	102,655	104,002	103,084	103,084
	平和会館使用料	2,188	4,185	3,617	3,865	3,464	3,889
収入合計 A		97,366	114,688	106,272	107,867	106,548	106,974
支出	原爆資料館計(B1)	151,953	149,942	146,251	153,373	150,380	146,810
	平和会館計(B2)	36,446	39,255	39,771	38,923	38,599	38,628
	歴史民俗資料館計(B3)	3,046	3,207	3,018	3,302	3,143	3,143
支出合計 B (B1+B2+B3)		191,445	192,404	189,040	195,599	192,122	188,582
管理経費 (指定管理委託料 B-A)		94,079	77,716	82,768	87,731	① 85,574	② 81,609

3 各施設の指定管理者制度導入に伴う業務の範囲

(1) 長崎原爆資料館

施設の利用に関する業務や、施設、設備の維持管理及び受付に関する業務などの管理業務について指定管理者に行わせることとし、被爆や平和に関する調査研究、資料の調査や収集、保存、展示及び平和学習、被爆体験の継承などの平和事業の実施などの運営業務は被爆都市の使命として原爆資料館の業務の根幹をなすものであり、これまでどおり直営で行う。

ア 指定管理者が行う業務

- (ア) 長崎原爆資料館の利用の許可その他の資料館の利用に関する業務
- (イ) 長崎原爆資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ウ) 前2項に掲げるもののほか、長崎原爆資料館の運営に関して市長が必要と認める業務

(2) 長崎市平和会館

施設の利用に関する業務や、施設、設備の維持管理に関する業務などの管理業務のみのため、全て指定管理者に行わせる。

ア 指定管理者が行う業務

- (ア) 平和会館の利用の許可その他の平和会館の利用に関する業務
- (イ) 平和会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 長崎市歴史民俗資料館

施設及び設備の維持管理に関する業務について指定管理者に行わせることとし、資料の収集、保存及び展示、調査・研究に関する業務など、学芸業務を含む学術的な調査研究については、長崎市の責務として、安定した体制で取り組み、その成果を組織として継承・発信していかなければならず、必要な人材の育成と定着を含め、継続して直営で行う。

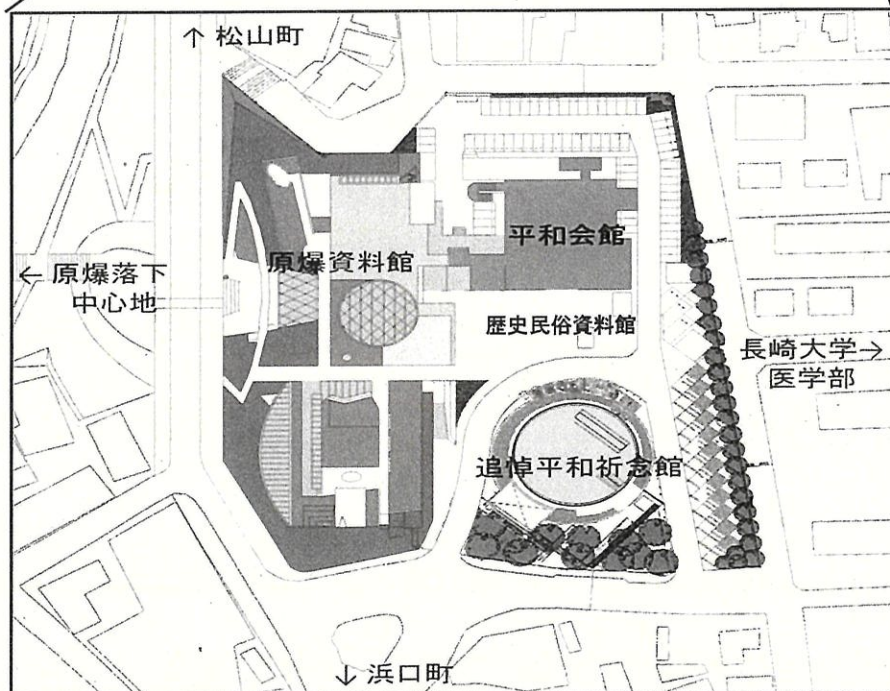
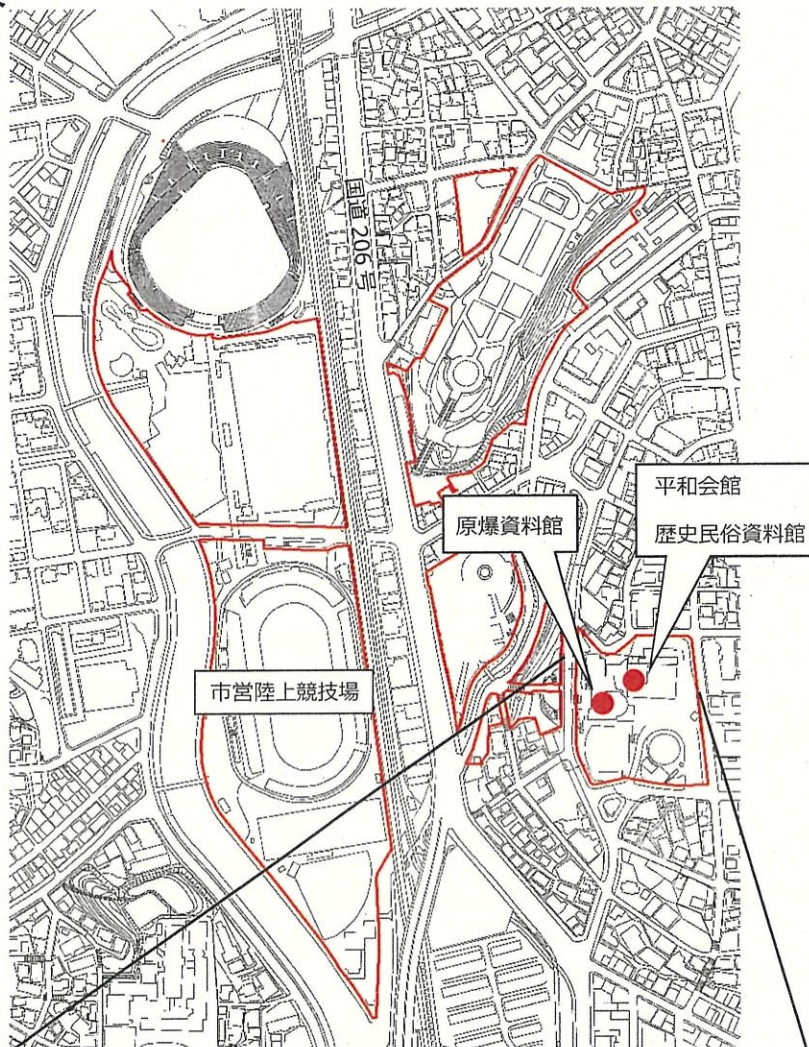
ア 指定管理者が行う業務

- (ア) 歴史民俗資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務

【参考資料2】

1 施設の概要

(1) 位置図



- (2) 名 称 長崎市平和会館
 (3) 所在地 長崎市平野町7番8号
 (4) 設置年月日 昭和56年7月21日
 (5) 主な施設内容 ※〔 〕内は文化財課が所管する同一建屋内の別施設

構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造	
延床面積	4,995.09㎡	
施設内容	地下1階	〔歴史民俗資料館、茶室、収蔵庫、〕中央監視室、清掃員詰所、機械室、電気室、受水槽室
	中地階	シャワー室、機械室
	1階	〔野口彌太郎記念美術館、〕玄関ホール、警備員詰所
	2階	楽屋、平和案内人控室(大)、平和案内人控室(小)、平和交流スペース、倉庫、駐車場係員控室、〔収蔵庫、〕機械室
	3階	体育館兼集会所(平和会館ホール)、ホワイエ
	4階	観覧席、映写室、機械室
	5階	調光室、放送室、機械室
	屋上	屋上、塔屋

- (6) 開館時間 体育館兼集会所午前9時～午後10時
 (7) 休館日 1月1～3日、12月29～31日、毎週月曜日、及び休日の翌日

2 利用者の推移

(人)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	15,980	32,489	26,413	30,441

※26年度は耐震補強工事実施のため、H26年11月から27年3月まで休館

3 指定管理者制度導入について

- (1) 指定期間 平成31年(2019年)9月1日～平成36年(2024年)8月31日(5年間)
- (2) 選定方法 公募
- (3) 利用料金制 適用する
- (4) その他 長崎原爆資料館及び長崎市歴史民俗資料館を併せた3施設を一体的に運営することで事務の効率化が図られるため、3施設をグループ化して公募する。

4 指定管理者制度導入までのスケジュール(案)

年月	市議会	内容
平成30年11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正議案審査 ・ 補正予算(指定管理者候補者選定審査会費)議案審査
平成31年1月～		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者公募</div> (公募期間3か月)
2月	2月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初予算(指定管理者候補者選定審査会費)議案審査
4月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募締切 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">審査(指定管理者候補者選定審査会)</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査及び候補者団体の決定
6月	6月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定議案審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正予算議案審査
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本協定書及び年度協定書の締結
9月1日		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者制度導入</div>

3 長崎市都市公園条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(省略)</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <p>(省略)</p> <p>2 都市公園を占有する場合の使用料 (別紙)</p> <p>(省略)</p> <p>備考 <u>(1) 使用料の額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして、当該基礎となる長さが1メートルに満たないもの又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <p>(省略)</p> <p>2 都市公園を占有する場合の使用料 (別紙)</p> <p>(省略)</p> <p>備考 <u>(1) 使用料の額を算出する基礎となる面積に0.01平方メートル未満の端数があるとき、又は長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u></p> <p>(省略)</p>

現行				改正案			
占用物件の種類		単位	金額	占用物件の種類		単位	金額
電柱、電線、変圧塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 430	電柱、電線、変圧塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 510
	第2種電柱		660		第2種電柱		783
	第3種電柱		900		第3種電柱		1,056
	第1種電話柱		390		第1種電話柱		455
	第2種電話柱		620		第2種電話柱		728
	第3種電話柱		850		第3種電話柱		1,002
	その他の柱類		39		その他の柱類		45
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2		地下に設ける電線その他の線類		2
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	380		路上に設ける変圧器	1個につき1年	446
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	273		
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	770	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	911		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	770	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	911		
水管、下水道管、ガス管	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	16	水管、下水道管、ガス管	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	19

その他これらに類する物件	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	ルにつき 1年	<u>23</u>	その他これらに類する物件	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	ルにつき 1年	<u>27</u>
	外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>35</u>		外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>41</u>
	外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>46</u>		外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>54</u>
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>70</u>		外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>82</u>
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>93</u>		外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>109</u>
	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>160</u>		外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>191</u>
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		<u>230</u>		外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		<u>273</u>
	外径が 1メートル以上のもの		<u>460</u>		外径が 1メートル以上のもの		<u>546</u>
公衆電話所	1 個	<u>770</u>	公衆電話所	1 個	<u>911</u>		
郵便差出箱及び信書便差出箱	につき 1年	<u>320</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱	につき 1年	<u>382</u>		
標識	1 本につき 1年	<u>620</u>	標識	1 本につき 1年	<u>728</u>		
工所用仮囲、足場、詰所 その他これらに類するもの及び工所用材料置場	占用面積 1 平方メートルにつき	<u>190</u>	工所用仮囲、足場、詰所 その他これらに類するもの及び工所用材料置場	占用面積 1 平方メートルにつき	<u>392</u>		
その他の占用物件	1 月	<u>140</u>	その他の占用物件	1 月	<u>140</u>		

現行	改正案
<p>(省略)</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第6条</p> <p>2 有料公園施設（稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の<u>有料公園施設</u>を除く。）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(省略)</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第6条</p> <p>2 有料公園施設（稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の<u>有料公園施設並びに長崎市平和会館</u>を除く。）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>(省略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第23条 市長は、稲佐山公園、長崎東公園、長崎市総合運動公園及び長崎公園（以下「<u>指定公園</u>」という。）の<u>管理</u>を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせる。</p>	<p>(省略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第23条 市長は、稲佐山公園、長崎東公園、長崎市総合運動公園及び長崎公園（以下「<u>指定公園</u>」という。）<u>並びに長崎市平和会館</u>の<u>管理</u>を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせる。</p>
<p>(省略)</p> <p>4</p> <p>(省略)</p> <p>(2) <u>指定公園</u>の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) <u>指定公園</u>の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</p>	<p>(省略)</p> <p>4</p> <p>(省略)</p> <p>(2) <u>指定公園又は長崎市平和会館</u>の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) <u>指定公園又は長崎市平和会館</u>の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</p>
<p>(省略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第24条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>指定公園の有料公園施設</u>の利用の許可その他の<u>指定公園の有料公園施設</u>の利用に関する業務</p>	<p>(省略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第24条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>指定公園の有料公園施設又は長崎市平和会館</u>の利用の許可その他の<u>指定公園の有料公園施設</u>の利用に関する業務</p>

(2) 指定公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(省略)

(指定公園の利用の許可)

第25条 指定公園（長崎公園を除く。以下同じ。）の有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可（次条第1項及び第28条において「利用の許可」という。）を受けなければならない。

(利用料金)

第26条 利用の許可を受けた者は、指定公園の有料公園施設の利用に係る料金（以下この条及び次条において「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

(省略)

2 利用料金（附属設備（夜間照明設備及び照明設備を除く。）の利用に係るものを除く。）は、別表第4から別表第6までに掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

(省略)

(準用)

第28条 第3条第4項及び第5項並びに第13条の規定は、利用の許可について準用する。この場合において、第3条第4項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「第1項本文又は前項」とあるのは「第25条」と、「都市公園」とあるのは「指定公園」と、同条第5項中「市長は、第1項本文又は第3項の許可に都市

(2) 指定公園又は長崎市平和会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(省略)

(指定公園又は長崎市平和会館の利用の許可)

第25条 指定公園（長崎公園を除く。以下同じ。）の有料公園施設又は長崎市平和会館を利用しようとする者は、指定管理者の許可（次条第1項及び第28条において「利用の許可」という。）を受けなければならない。

(利用料金)

第26条 利用の許可を受けた者は、指定公園の有料公園施設又は長崎市平和会館の利用に係る料金（以下この条及び次条において「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

(省略)

2 利用料金（附属設備（夜間照明設備及び照明設備を除く。）の利用に係るものを除く。）は、別表第4から別表第7までに掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

(省略)

(準用)

第28条 第3条第4項及び第5項並びに第13条の規定は、利用の許可について準用する。この場合において、第3条第4項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「第1項本文又は前項」とあるのは「第25条」と、「都市公園」とあるのは「指定公園又は長崎市平和会館」と、同条第5項中「市長は、第1項本文又は第

公園」とあるのは「指定管理者は、第25条の許可に指定公園」と、第13条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「この条例の規定によってした許可（第25条の許可を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「第25条の許可」と、「若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずる」とあるのは「又はその条件を変更する」と、同項第2号及び第3号中「この条例の規定による」とあるのは「第25条の」と、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と「この条例の規定による」とあるのは「第25条の」と、「都市公園」とあるのは「指定公園」と、同条第3項中「使用」とあるのは「第25条」と、「市」とあるのは「指定管理者」とする。

(市長による管理)

第29条

(省略)

2 前項の場合においては、第6条第2項、第13条第1項、第26条第1項及び第3項、第27条並びに別表第4から別表第6までの規定の適用については、第6条第2項中「有料公園施設（稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設を除く。）」とあるのは「有料公園施設」と、第13条第1項中「許可（第25条の許可を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「許可」と、第26条第1項中「指定公園の有料公園施設の利用に係る料金（以下この条及び次条において「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」と

3項の許可に都市公園」とあるのは「指定管理者は、第25条の許可に指定公園又は長崎市平和会館」と、第13条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「この条例の規定によってした許可（第25条の許可を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「第25条の許可」と、「若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずる」とあるのは「又はその条件を変更する」と、同項第2号及び第3号中「この条例の規定による」とあるのは「第25条の」と、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と「この条例の規定による」とあるのは「第25条の」と、「都市公園」とあるのは「指定公園又は長崎市平和会館」と、同条第3項中「使用」とあるのは「第25条」と、「市」とあるのは「指定管理者」とする。

(市長による管理)

第29条

(省略)

2 前項の場合においては、第6条第2項、第13条第1項、第26条第1項及び第3項、第27条並びに別表第4から別表第7までの規定の適用については、第6条第2項中「有料公園施設（稲佐山公園、長崎東公園及び長崎市総合運動公園の有料公園施設並びに長崎市平和会館を除く。）」とあるのは「有料公園施設」と、第13条第1項中「許可（第25条の許可を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「許可」と、第26条第1項中「指定公園の有料公園施設又は長崎市平和会館の利用に係る料金（以下この条及び次条において「利用料金」と

あるのは「別表第4から別表第6までに掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第27条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第1項中「とする」とあるのは「とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合には、午後4時から午後5時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表第3項中「100円」とあるのは「100円。ただし、駐車時間が20分以内の場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、無料とする。」と、同表備考3中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考4中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、別表第5中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第2項第1号ア中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合には、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表第4項

いう。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4から別表第7までに掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第27条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第4中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第1項中「とする」とあるのは「とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合には、午後4時から午後5時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表第3項中「100円」とあるのは「100円。ただし、駐車時間が20分以内の場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、無料とする。」と、同表備考3中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考4中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表備考5中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第5中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第2項第1号ア中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合には、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収

第3号中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者が午前及び午後の利用時間帯を連続して利用する場合には、正午から午後1時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、別表第6中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」とし、第25条、第26条第2項及び第4項並びに第28条の規定は適用しない。

(省略)

別表第2 (第10条関係)

(省略)

4 立山公園、平和公園、東望山公園、小江原台近隣公園、田中町公園、えがわ運動公園、香焼総合公園及び元宮公園の有料公園施設（長崎市平和会館及び三和少年交流センターを除く。）を利用する場合の使用料

(省略)

別表第3 (第10条関係)

1 長崎市平和会館の体育館兼集会所の使用料

【別記18 参照】

2 三和少年交流センターの使用料

別表第4 (第26条関係)

(省略)

する」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と、同表第4項第3号中「4割に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、利用者が午前及び午後の利用時間帯を連続して利用する場合には、正午から午後1時までの利用に係る使用料は、徴収しない」と、同表備考6中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第6中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第7中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第25条、第26条第2項及び第4項並びに第28条の規定は適用しない。

(省略)

別表第2 (第10条関係)

(省略)

4 立山公園、平和公園、東望山公園、小江原台近隣公園、田中町公園、えがわ運動公園、香焼総合公園及び元宮公園の有料公園施設（長崎市平和会館及び三和少年交流センターを除く。）を利用する場合の使用料

(省略)

別表第3 (第10条関係)

三和少年交流センターの使用料

別表第4 (第26条関係)

(省略)

備考

別表第5（第26条関係）

（省略）

備考

別表第6（第26条関係）

（省略）

備考 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。

（省略）

備考

5 1件の利用料金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

別表第5（第26条関係）

（省略）

備考

6 1件の利用料金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

別表第6（第26条関係）

（省略）

備考

1 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、入場する者から金銭を受領することをいう。

2 1件の利用料金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

別表第7（第26条関係）

長崎市平和会館の体育館兼集会所の利用に係る基準額

【別記】

（省略）

附則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成31年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の長崎市都市公園条例の規定は、平成31年4月1日以後の占用に係る使用料から適用し、同日前の使

用料については、なお、従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の長崎市都市公園条例別表第2第2項の規定の適用については、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の占有に係る使用料においては、同表中「392」とあるのは「247」とし、平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間の占有に係る使用料においては、同表中「392」とあるのは「321」とする。

4 平成31年9月1日前に第2条の規定による改正前の長崎市都市公園条例の規定によりなされた長崎市平和会館に係る利用の許可その他の行為は、第2条の規定による改正後の長崎市都市公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

5 長崎市平和会館に係る指定管理者の指定に関し必要な手続きは、平成31年9月1日前においても行うことができる。

(以下略)

(以下略)

【別記】

改正後（案）

区分		利用時間	午前9時から正午ま	午後1時から午後5	午後6時から午後10
		で	時まで	時まで	時まで
体育に利用する る場合	平日		円 915	円 1,254	円 1,481
	土曜日、日曜日又は は休日		1,141	1,481	1,820
体育以外に利 用する場合	平日		6,860	12,579	14,873
	土曜日、日曜日又は は休日		8,002	14,873	18,308
備考					
<p>1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>2 「体育に利用する場合」とは、卓球、バドミントン又は軽スポーツをアマチュアスポーツとして利用し、かつ、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で使用しないことをいう。</p> <p>3 体育以外に利用する場合において利用者が、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。</p> <p>4 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額（備考3の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>5 利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る金額は、徴収しない。</p> <p>6 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。</p>					